

重要

商品券取扱の前に必ず内容をご確認ください

# 「伊勢市地元の魅力再発見・店舗 応援商品券」事業実施要項

**伊勢市**  
**地元の魅力再発見**  
**店舗応援**  
**商品券**  
**取扱店**

利用期間:令和3年8月2日～令和3年12月28日

伊勢商工会議所・伊勢小俣町商工会

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響が長期化しているため、地域応援商品券・中小規模店応援商品券事業に引続き、特に影響が著しい中小規模店への支援のため、中小規模店で利用可能なプレミアム付き商品券を発行することにより、消費者の購買意欲を高めるとともに、地元店舗の再発見を促し、地域における幅広い消費を喚起し、地域経済の早期回復を図ることを目的とする。

## 2 商品券の概要

- ・名称 伊勢市地元の魅力再発見・店舗応援商品券
- ・発行者 伊勢商工会議所
- ・協力者 伊勢小俣町商工会
- ・発行総額 10億6,275万円（うちプレミアム30%分：2億4,525万円）
- ・販売総額 7億5千万円
- ・発行内容 1冊13枚綴り（500円券×13枚 計6,500円分）の商品券を5,000円で販売する。
  - (1) 取扱店の登録をされた中小規模店のみ利用可能とする。
  - (2) 中小規模店とは大型店以外の店舗とする。
  - (3) 大型店とは、売場面積が1,000㎡を超える店舗及び中小企業基本法第2条で定める中小企業者以外が営む店舗と定義する。なお、市内に1店舗でも1,000㎡を超える店舗がある場合は大型店扱いとする。
  - (4) 判断し難い場合は申込内容など総合的に検討し、決定する。
- ・発行部数 16万3,500冊（購入部数15万冊、贈呈部数1万3,500冊）
- ・購入限度 1人につき10冊（販売額5万円、券面額6万5千円）までとする。

## 3 商品券の期間

商品券の販売期間は、令和3年8月2日（月）～同年8月31日（火）とする。

## 4 商品券の利用期間

商品券の利用期間は、令和3年8月2日（月）～同年12月28日（火）とする。

## 5 商品券の販売方法等

- (1) 商品券の購入は、往復ハガキによる予約申込とし、予約申込期間は令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）（当日消印有効）とする。
- (2) 購入予約は、申込者1人あたり10冊まで購入可能とするが、発行冊数を越えての申込みがあった場合抽選で購入冊数を決定する。但し1人1冊は必ず購入可能とする。
- (3) 上記の販売期間経過後、販売数が発行部数に達しなかった場合は、一般販売を検討する。

## 6 商品券の制限事項

商品券の制限事項は次のとおりとする。

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券の現金化、及び転売はできない。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、つり銭は支払わない。
- (4) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (6) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者及び協力者はその責を負わない。

## 7 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い。（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (3) 土地及び家屋の購入代金。
- (4) 事業者間決済。
- (5) たばこ。（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている）
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 通信販売の代金及びゆうパック等の送料の支払い。
- (8) 車検費用の内、自動車税、検査登録印紙代。
- (9) 車購入費の内、自動車税、自動車重量税、環境性能割、印紙代等。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する店舗への支払い。
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用。
- (12) その他、発行者が指定するもの。

## 8 取扱店の参加資格及び登録等について

### (1) 参加資格

伊勢市内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営み地域振興に貢献する事業者とし、以下に該当する事業者を除いたもので、伊勢市内の店舗等において商品券が利用できる事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に該当する事業者。
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ③反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）又は

暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※ 照会を行う場合がある。

④「7 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

## (2) 中小規模店と大型店の取り扱い

「2 商品券の概要 ・発行内容(1)~(4)」に記載のとおりとする。

## (3) 登録方法

1 本事業に賛同し取扱店として登録を希望する事業者は、指定の「伊勢市地元の魅力再発見・店舗応援商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記申請書の提出先に提出する。

### 2 登録条件

8月2日(月)までに換金手続き金融機関の伊勢市内の支店に口座を開設していること。

### 3 申請期間

申請を受け付ける期間は、令和3年4月5日(月)～ 随時とする。

4月30日(金)までの申請店は、6月1日(火)の予約申込新聞折込チラシに店名を記載する。

6月30日(水)までの申請店は、8月2日(月)から市内各郵便局に設置する店舗一覧チラシに店名を記載する。

### 4 申込書の提出先

伊勢商工会議所 電話 0596-25-5153 FAX0596-23-1151 (伊勢市岩渕1丁目7番17号)

## (4) 啓発品の提供

発行者は利用者の利便性と取扱店の判別を図るため、以下の啓発品を取扱店へ提供する。

① 取扱店証 ② 取扱店ステッカー ③ タペストリー

## 9 商品券の換金手続きについて

### (1) 換金手続き金融機関

百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫・中京銀行

(5月1日より第三銀行と三重銀行は合併し、三十三銀行に)

## (2) 換金の流れ

- ①商品券取扱店は使用済み商品券裏面に住所及び店名を明記（スタンプ可）し、換金手続き金融機関へ取扱店証を提示し換金受付書とともに商品券を提出する。

（金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません）

- ②換金手続き金融機関は、発行者名で取扱店指定の口座に入金する。

## (3) 換金手続き及び入金の期日

- ①換金手続きは、令和3年8月10日（火）から令和4年1月28日（金）とする。

なお、最終の受付日（令和4年1月21日）を過ぎると換金できないので、厳守すること。

- ②商品券取扱店から換金手続き金融機関への換金手続きは、金融機関の指定する日の当該窓口の営業時間内とする。

- ③換金手続き金融機関は、発行者名で契約書の定める日に指定口座へ入金する。

### 換金申込期間及び入金日

換金受付期間（取扱店の持込期間）	入金日（取扱店への支払日）
8月10日（火）～13日（金）	8月19日（木）
23日（月）～26日（木）	9月2日（木）
9月3日（金）～8日（水）	14日（火）
22日（水）～28日（火）	10月4日（月）
10月6日（水）～8日（金） 12日（火）～13日（水）	19日（火）
21日（木）～27日（水）	11月2日（火）
11月5日（金）～11日（木）	17日（水）
18日（木）～25日（木）	12月2日（木）
12月3日（金）～9日（木）	14日（火）
16日（木）～22日（水）	28日（火）
1月5日（水）～7日（金）	1月14日（金）
17日（月）～21日（金）	28日（金）

## 10 取扱店の責務、登録取消について

### (1) 取扱店の責務

商品券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受け取りを拒まないこと。
- ②制限事項に反した商品券の取り扱いを行わないこと。
- ③受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- ④商品券を受け取った後、裏面の所定欄に取扱店名などを明記すること。（明記がない場合は、金融機関で換金手続きができません。）
- ⑤取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- ⑥商品券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- ⑦事業者間決済には使用しないこと。
- ⑧取扱店であることが明確になるよう、発行者が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- ⑨商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを必ず確認すること。
- ⑩利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- ⑪その他、発行者がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

### (2) 商品券取扱店の登録取消

発行者は、商品券取扱店の提出する取扱店登録申込書兼誓約書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該商品券取扱店の登録を取り消し、公表するものとする。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、発行者は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。

# 取扱方法と注意事項

## 1 取扱方法

- (1) お客様から商品券を頂く。

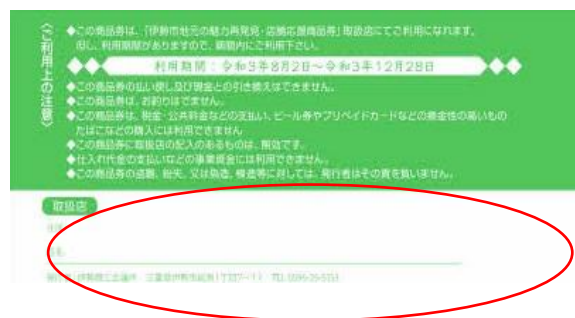
※今回もお客様が商品券を切り離して持ち歩きOKにしています。



- (2) 商品と引き換えた商品券の裏に住所・店名を記載（手書き又はゴム印）

- ・住所・店名の記載がない商品券は、金融機関で換金できません。
- ・店名は取扱店申込書及び取扱店証に記載の店名と同じ名称にしてください。
- ・社印や店主・対応者等の朱印は不要です。（押印しても構いません。）

## 商品券裏面



## 2 注意事項

- (1) 偽造防止について

- ・商品券には、ホログラムの縦ラインが入っています。  
また、通し番号が記載されており、同じ番号のものはありません。  
※ 偽造が疑われる商品券があった場合は、伊勢商工会議所へご連絡ください。

- (2) 汚損、破損した商品券について

- ・汚損、破損の著しい商品券は、金融機関で換金できない場合があります。  
伊勢商工会議所へ持って行きご相談くださいと、お伝えください。  
参考：次の条件をすべて満たしていれば利用できるものとする。

ア 通し番号が確認できること。

イ 券面の3分の2以上が残っていること。

ウ 表面の偽造防止ホログラムが残っていること。

(3) 利用期間は、令和3年8月2日から令和3年12月28日までです。

利用期間外は、ご使用できません。

(4) 商品の販売やサービスの提供等なしに、購入した商品券に取扱店舗の印を押して換金することはできません。



# 換金方法と注意事項

## 1 取扱店証

- (1) 登録店名、換金金融機関、支店名、口座名義人を取扱店証に記入してください。  
※登録店名は混乱を避けるため、取扱店申込書及び商品券裏面に記載した名称と同じにし  
てください。
- (2) 商品券の換金手続きの際に必要ですので、大切に保管してください。
- (3) 換金手続きの際に、金融機関に提示してください。

## 2 換金方法

- (1) 手続きの際は、以下のものを取扱店証に記載の金融機関にご提出ください。

- ①使用済み商品券
- ②換金受付書
- ③取扱店証

※金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません。

①商品券裏面



③取扱店証



②換金受付書



「伊勢市地元の魅力再発見・店舗応援商品券」換金受付書(金融機関控)

銀行 信用金庫 支店御中 令和 年 月 日

口座名義人

店番	種別	口座番号	合計金額
	普通		百万 十万 万 千 百 十 円

取扱店番号

商品券枚数 枚

受付	年 月 日	検印	係印
入金日	年 月 日	検印	係印

取扱店証に記載の番号を記入

記入見本

A

取扱店番号 ⑥

登録店名 ④ 登録店名をご記入ください。

換金金融機関 ⑤ 商工会議所に届けた金融機関名 支店名 ⑦ 金融機関支店名をご記入ください。

換金金融機関 ⑤ をご記入ください。

口座名義人 ③ 登録されている名義のとおりご記入ください。

商品券裏面の取扱店名 ※登録店名と異なる場合はご記入ください。

B

「伊勢市地元の魅力再発見・店舗応援商品券」換金受付書(金融機関控)

④ 銀行 ⑤ 信用金庫 ⑥ 支店御中 令和 年 月 日

口座名義人 ③

店番	種別	口座番号	合計金額
	普通	右詰めでご記入ください。	合計金額をご記入ください。

取扱店番号 ⑥ ⑦

商品券枚数

合計金額をご記入ください。 枚

※商品券裏面の取扱店名の記入見本は裏面をご覧ください。

(2) 換金手続き期間に、手続きを行ってください。

換金受付期間（取扱店の持込期間）	入金日（取扱店への支払日）
8月10日（火）～13日（金）	8月19日（木）
23日（月）～26日（木）	9月2日（木）
9月3日（金）～8日（水）	14日（火）
22日（水）～28日（火）	10月4日（月）
10月6日（水）～8日（金） 12日（火）～13日（水）	19日（火）
21日（木）～27日（水）	11月2日（火）
11月5日（金）～11日（木）	17日（水）
18日（木）～25日（木）	12月2日（木）
12月3日（金）～9日（木）	14日（火）
16日（木）～22日（水）	28日（火）
1月5日（水）～7日（金）	1月14日（金）
17日（月）～21日（金）	28日（金）

#### ※留意事項

- ・入金が入金予定日中に入金されますので、朝一番には入金されていない場合があります。
- ・各期間の初日と最終日には持込みが集中するため、極力他の日に持込むよう新型コロナウイルス感染予防の観点からも混雑緩和にご協力下さい。
- ・商品券が2,000枚以上となる場合混雑緩和のため、**事前に金融機関へ連絡**し持込日時の調整を行ってください。
- ・商品券が100枚以上ある場合は100枚毎に輪ゴム等でまとめた上で提出してください。
- ・換金受付書は、**事前に必ず記入**してから金融機関に提出してください。
- ・店頭が混雑している場合は一般のお客様のお取引を優先する場合がありますので、予めご了承ください。

### 3 注意事項

(1) 汚損・破損の著しい商品券について

汚損・破損が著しい商品券は、金融機関で受付けてもらえない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 換金の手続きは、取扱店証に記載してある換金金融機関（通帳の支店と同支店）で行ってください。

(3) 換金は、**指定金融機関のみ**となっておりますので、指定金融機関の通帳がない場合は、**口座を開設**してください。